

令和5年10月吉日

お取引先様 各位

独立行政法人国立美術館 国立工芸館

適格請求書発行のお願いについて（依頼）

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入され、弊館（弊法人）では下記のとおり適格事業者登録が完了しております。

10月以降の弊館に対するご請求に際し、課税事業者様につきましては以下の点にご留意賜りまして、適格請求書のご提出をお願い致します。また免税事業者様につきましては、従来通り区分記載請求書等保存方式による適切な請求書のご提出をお願い致します。

なお、適格請求書または区分記載請求書の各要件を満たさない請求書、特に取引年月日の記入漏れ、名称誤記載等のある請求書につきましては、法令上お受取りすることができません。

各社当該制度内容をご勘案頂きまして、適切な請求書をご提出頂けますよう何卒ご協力の程宜しくお願い致します。

敬具

記

- ・ 弊館登録番号：T8010005005424
- ・ 弊館名称（請求書宛名）：独立行政法人国立美術館 国立工芸館

以上

【お問合せ先】

国立工芸館管理室

会計・施設担当係

Mail:kogei-kaikei@momat.go.jp